

○総務省訓令第 号
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令
電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

(下線の部分は改正部分)

改正案	現行																								
<p>別表 2(第 3 条関係)</p> <p>無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="192 651 389 699">無線局の目的</th><th data-bbox="389 651 853 699">免許の主体及び開設の理由</th><th data-bbox="853 651 1084 699">通信事項</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3" data-bbox="192 699 1084 746">[1~123 略]</td></tr><tr><td data-bbox="192 746 389 970">一般業務用</td><td data-bbox="389 746 853 970">124 MCA 陸上移動通信の業務を提供することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらの法人から <u>デジタル MCA 制御局若しくは高度 MCA 制御局</u> の使用の承諾を受けた者が、MCA 陸上移動通信の業務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。</td><td data-bbox="853 746 1084 970">MCA 陸上移動通信に関する事項</td></tr><tr><td colspan="3" data-bbox="192 970 1084 1018">[125~146 略]</td></tr></tbody></table> <p>[注 略]</p> <p>別紙 1(第 4 条関係)無線局の局種別審査基準</p> <p>第 3 陸上移動業務の局</p> <p>[1~5 略]</p>	無線局の目的	免許の主体及び開設の理由	通信事項	[1~123 略]			一般業務用	124 MCA 陸上移動通信の業務を提供することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらの法人から <u>デジタル MCA 制御局若しくは高度 MCA 制御局</u> の使用の承諾を受けた者が、MCA 陸上移動通信の業務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。	MCA 陸上移動通信に関する事項	[125~146 略]			<p>別表 2(第 3 条関係)</p> <p>無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1178 651 1375 699">無線局の目的</th><th data-bbox="1375 651 1839 699">免許の主体及び開設の理由</th><th data-bbox="1839 651 2069 699">通信事項</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3" data-bbox="1178 699 2069 746">[1~123 同左]</td></tr><tr><td data-bbox="1178 746 1375 970">一般業務用</td><td data-bbox="1375 746 1839 970">124 MCA 陸上移動通信の業務を提供することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらの法人から <u>MCA 制御局若しくはデジタル MCA 制御局</u> の使用の承諾を受けた者が、MCA 陸上移動通信の業務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。</td><td data-bbox="1839 746 2069 970">MCA 陸上移動通信に関する事項</td></tr><tr><td colspan="3" data-bbox="1178 970 2069 1018">[125~146 同左]</td></tr></tbody></table> <p>[注 同左]</p> <p>別紙 1(第 4 条関係)無線局の局種別審査基準</p> <p>第 3 陸上移動業務の局</p> <p>[1~5 同左]</p>	無線局の目的	免許の主体及び開設の理由	通信事項	[1~123 同左]			一般業務用	124 MCA 陸上移動通信の業務を提供することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらの法人から <u>MCA 制御局若しくはデジタル MCA 制御局</u> の使用の承諾を受けた者が、MCA 陸上移動通信の業務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。	MCA 陸上移動通信に関する事項	[125~146 同左]		
無線局の目的	免許の主体及び開設の理由	通信事項																							
[1~123 略]																									
一般業務用	124 MCA 陸上移動通信の業務を提供することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらの法人から <u>デジタル MCA 制御局若しくは高度 MCA 制御局</u> の使用の承諾を受けた者が、MCA 陸上移動通信の業務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。	MCA 陸上移動通信に関する事項																							
[125~146 略]																									
無線局の目的	免許の主体及び開設の理由	通信事項																							
[1~123 同左]																									
一般業務用	124 MCA 陸上移動通信の業務を提供することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらの法人から <u>MCA 制御局若しくはデジタル MCA 制御局</u> の使用の承諾を受けた者が、MCA 陸上移動通信の業務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。	MCA 陸上移動通信に関する事項																							
[125~146 同左]																									

(別添 10)

6 受信装置の審査は、次の基準並びに4の(6)のウ及び(13)から(18)までに定める基準に準じて行う。この場合において、4の(6)のうち「周波数の偏差」とあるのは「局部発振器の発振周波数の偏差」と読み替えるものとする。

[(1)~(16) 略]

[7~16 略]

6 受信装置の審査は、次の基準並びに3の(6)のウ及び(13)から(18)までに定める基準に準じて行う。この場合において、3の(6)のうち「周波数の偏差」とあるのは「局部発振器の発振周波数の偏差」と読み替えるものとする。

[(1)~(16) 同左]

[7~16 略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則
この訓令は、令和 年 月 日から施行する。